

川崎市シックハウス対策会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市が所有する施設におけるシックハウス対策の充実強化及び事故発生時等の迅速・的確な対応を図るため、川崎市シックハウス対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) シックハウス対策について情報交換
- (2) シックハウス対策を充実強化するための問題点の協議
- (3) その他シックハウス対策について必要な事項

(構成員)

第3条 対策会議は、別表第1に掲げる職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 対策会議に座長および副座長を置く。

- 2 座長は、健康福祉局保健所長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副座長は、健康福祉局保健所生活衛生課長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、また、座長に事故あるときにその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は座長が必要に応じて召集する。

- 2 対策会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 対策会議において協議する事項について、具体的な検討作業を行うため、川崎市シックハウス対策会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2 ワーキンググループには、グループ長1名、副グループ長1名をおき、グループ長は副座長をもって充て、副グループ長は、健康福祉局保健所生活衛生課課長補佐又は担当係長をもって充てる。

3 ワーキンググループはグループ長が必要に応じ召集しグループ長がその議長となる。

4 副グループ長はグループ長を補佐し、グループ長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 グループ員は、別表第2に掲げる部又は課の課長補佐又は担当係長をもって充てる。ただし、グループ長が必要と認める場合は、必要な職員をワーキンググループに出席させることができる。

（事務局）

第7条 対策会議の事務局を健康福祉局保健所生活衛生課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

座長	健康福祉局保健所長
副座長	健康福祉局保健所生活衛生課長
構成員	総務企画局総務部庁舎管理課長 総務企画局危機管理室担当課長〔初動対策〕 財政局資産管理部契約課長 こども未来局青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕 こども未来局子育て推進部保育課長 環境局環境対策部環境管理課担当課長（放射線・化学物質） 健康福祉局総務部庶務課長 まちづくり局施設整備部施設計画課長 まちづくり局指導部建築管理課担当課長（建築企画担当） 教育委員会事務局学校教育部健康教育課長
事務局	健康福祉局保健所生活衛生課

別表第 2（第 6 条関係）

- (1) こども未来局青少年支援室
- (2) まちづくり局施設整備部
- (3) 教育委員会事務局学校教育部健康教育課